

那珂川市水源地域振興計画策定業務委託 仕様書

この仕様書は、那珂川市が実施する「那珂川市水源地域振興計画策定業務委託」（以下「業務」という。）の内容及び受託者が業務履行において特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解した上で、確実に業務を履行しなければならない。

1. 委託業務名

那珂川市水源地域振興計画策定業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3. 業務の目的

本業務については、本市の地域特性などを十分に理解した上で、将来を見据えた明確なコンセプトに基づく次期水源地域振興基本構想（以下、「次期構想」という。）と実施計画の作成を目的として、実施するものである。

本市では、令和 2 年 3 月に、五ヶ山水源公園等の山間部とその周辺における本市の豊かな自然環境を活かした観光資源を擁する水源地域の持続的な振興を図る取組みにつながるため、水源地域振興基本構想（「現構想」という。）を作成した。

また、令和 4 年 3 月 13 日に福岡市早良区、福岡市こども未来局（背振少年自然の家）、佐賀県吉野ヶ里町と 4 者連携協定を締結した。本市の中心を流れ、博多湾まで注ぐ那珂川は脊振の恵みを受けており、4 者連携においてはそれぞれの資源や機能等の活用を図りながら、連携・協力する事により、豊かな自然環境を有した脊振山系を中心としたエリア活性化を目指し取り組んでいる。

現構想に基づく本市のあるべき姿としては『水源地域の持続的な振興を図ることで、その周辺の地域においてモノや人が行き交い、ひいては地域経済の活性化、定住を促進していくこと』である。しかしながら、現在、水源地域では、キャンプや五ヶ山ダムの湖面を活用したカヤック体験、脊振山系の山々を活用した登山やトレイルラン等のアウトドアアクティビティが提供されているが、誰でもが常日頃から楽しめるような来訪動機となる様々なニーズに応えるコンテンツ（初心者から上級者まで）等が不足していること、地域に金を落とす仕組み作りが課題となっている。

水源地域において、地域の稼ぐ力や地域ブランディングの向上を図り、稼ぐ地域へと成長させ、賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげることを業務の目的とする。

4. 業務の基本的な考え方

本業務は水源地域振興計画（次期構想及び実施計画）を策定するものである。本業務に取り組むにあたっては、現構想等の関連計画を精読したうえで、水源地域の現状と課題を明確にするとともに、水源地域活性化の目的とゴールのビジョンを可視化したうえで、マーケティング調査を実施し、改めて水源地域の強み・課題を整理し、競合エリアとの差別化も踏まえた戦略的ターゲット・ポジショニングの明確化、ターゲットニーズに応える観光コンテンツ・施策の検証を行い、次期構想を作成するものとする。また、実施計画は、令和7年度～令和11年度までの5年間で四半期ごとに細分化した、より実効性の高い計画を作成することとするが、令和12年度以降の中・長期的な計画も明確にすることとする。また、実施計画の柱となる観光コンテンツと施策等については、導入するうえでの目的や効果、スケジュール、コスト、財源を検証するとともに、観光コンテンツ・施策等の導入後の運用方法や収支、費用対効果等の計画も明記するものとする。実施計画を作成するうえでは、いつ（スケジュール）、どこで（施設や自然環境、周辺地域）、誰が（市、事業者、個人）、何を（コンテンツ・施策）、なぜ（目的性）、どのように（財源やロードマップ）、という5W1Hについて可視化し、進めることを基本的な考え方とする。

<提案を求める事項>

- ・現構想等の関連計画を精読したうえで、提案者が考える水源地域の現状と課題、水源地域活性化の目的とゴールのビジョン（仮定）を明らかにすること。
- ・各提案事項については、より実現可能性の高いものを提案するものとする。

5. 業務内容

本業務は、下記に掲げるとおりとする。

注）業務内容について本計画作成に必要と思われる最低事項を列記したものであり、追加提案については妨げない。

(1) 現構想の評価分析

現構想における、各項目の現状と効果を評価分析すること。また、現構想で定める基本目標（観光消費額・平均立ち寄り箇所数）の達成状況を調査し、評価分析すること。

<提案を求める事項>

- ・どのような方法で、現構想の評価分析を行うか、その調査方法、スケジュールについて明らかにすること。

(2) マーケティング調査の実施

競合エリアとの差別化を踏まえたマーケティング調査を実施し、戦略的なターゲット・ポジショニングの明確化を図るため、取り組む内容は以下のとおりとする。

- ① 水源地域や周辺地域における観光事業者等の関係者や関連する専門家等への調

査及び調査結果の評価分析

- ② 水源地域への来訪者や今後來訪が見込まれる潜在層を対象とした調査及び結果の評価分析
- ③ ターゲット考察及びポジショニングの設定

＜提案を求める事項＞

- ・調査の対象や内容、方法やスケジュールについて明らかにすること。

(3) 水源地域ブランド戦略の構築

現構想の評価分析やマーケティング調査等の結果を踏まえ、水源地域の地域振を図るための戦略・コンセプトの立案を行うこととする。

＜提案を求める事項＞

- ・ブランド戦略は、計画作成の上で肝となる事柄である。そのため、本市の課題をしっかりと認識した上で、ブランド戦略を構築するための実施方法やスケジュールについて明らかにすること。また、各提案事項については、より実現可能性の高いものを提案するものとする。

(4) 観光コンテンツの調査検証

水源地域の資源や周辺地域のフィールドを活かした満足度の高い観光コンテンツと効果的な施策の検証を行うこととする。観光コンテンツの検証にあたっては、調査等によって明らかになった課題等を踏まえるとともに、「4. 業務の基本的な考え方」を念頭に置いて取り組むものとする。

また、マーケティング調査やブランド戦略を踏まえ、導入することで水源地域の魅力を損なう可能性のある観光コンテンツや施策についても明らかにすること。

＜提案を求める事項＞

- ・検証方法（実際に実施して検証するものを含む）やスケジュールについて明らかにすること。
- ・各提案事項については、より実現可能性の高いものを提案するものとする。

(5) 次期構想の作成

次期構想の作成にあたっては令和5年度中に、それまでの調査結果等を踏まえた素案を提出し、契約期間までにその後の検証等を踏まえた正式な次期構想を作成することとする。素案は、データのみ提出で可能とする。

＜提案を求める事項＞

- ・方法、スケジュールについて明らかにすること。
- ・各提案事項については、より実現可能性の高いものを提案するものとする。

(6) 実施計画の作成

本業務にて、取り組む内容は以下のとおりとする。特に「4. 業務の基本的な考え方」を念頭に置いて取り組むこととする。実施計画の柱となる観光コンテンツと施策等については、費用と実現可能性、効果を大、中、小といった3段階に分けて可視化することとする。

- ① 観光コンテンツの造成と効果的な実施施策の検討
- ② 目標（KPI）の設定
- ③ プロモーション戦略の検討
- ④ ロードマップの作成
- ⑤ 実施体制・検証サイクルの構築
- ⑥ プレーヤー立地戦略（実施者となる人や事業者等の発掘・育成・誘致など）
- ⑦ 地域で稼ぐ仕組み作り

<提案を求める事項>

- ・実施方法やスケジュールについて明らかにすること。
- ・各提案事項については、より実現可能性の高いものを提案するものとする。

(7) 会議の運営支援

計画の作成にあたり、必要な範囲において関係各課や観光事業者、水源地域周辺地域等が参加する会議を開催することとする。

<提案を求める事項>

- ・会議の種類や目的、回数、方法を具体的に提案すること。

(8) その他、特記事項

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切に業務を遂行すること。業務着手時及びその他適宜打合せを行い、業務の適正を期すこと。

6. その他の要件

- (1) 本業務及び関連事業の相乗効果をもたらすよう、本市の関連する部署や他の委託業者等と連携・連動を図ること。

7. 留意事項

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定めるなど、適切な人員配置のもとで進め、本業務の目的達成に向け努力すること。また、この人員配置につ

いては業務の進捗状況を踏まえ、適切な対応ができるよう努めること。

- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。
- (6) 契約締結後、提案に基づく事業計画書を作成し、市の承認を受けること。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、那珂川市個人情報保護条例等を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (9) 本業務に必要な資料は受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料については、損傷及び紛失、貸与を受けた資料は本市の許可なく外部に漏らさないよう十分取扱いに注意すること。なお、業務完了後速やかにこれを返納しなければならない。また、貸与を受けた資料は本市の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (10) 本業務で撮影、使用した画像や映像、所在内容等の全てのデータについては、業務完了後本市が所有するものとする。
- (11) 観光コンテンツの検証等において、参加者から適切な参加料を徴収することを妨げない。なお、当該参加費は受託者の収入とし、委託料の返還の対象としない。
- (12) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本市の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (13) 成果品の所有権、著作権、利用権は、全て本市に帰属するものとする。
- (14) 業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者はすみやかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

8. 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 業務報告書
数量：印刷物2部とPDF形式及び原形式の電子データ 一式
- (2) 水源地域振興計画（次期水源地域振興基本構想、実施計画）
数量：A4両面フルカラー、中綴じ製本、100部
PDF形式及び原形式の電子データ 一式
- (3) その他、取材・撮影・記録等 電子データ 一式